

公共事業の事後評価書

(国有林直轄治山事業等の期中の評価)

平成15年8月

農林水産省

1 評価の対象とした政策

事業採択後原則として5年を経過した時点で継続中である事業実施地区等について、5年ごとに事後評価（期中の評価）を実施した。

区 分	事 業 名	評 価 実 施箇所数
直 轄 事 業	国有林直轄治山事業	50
	民有林直轄治山事業	20
	直轄地すべり防止事業	9
計		79

2 評価を担当した部局及びこれを実施した期間

本評価は、各森林管理局（分局）が平成15年4月から15年8月にかけて実施した。
評価担当部局は、一覧表（[別添1](#)）に示すとおりである。

3 評価の観点

本評価においては、必要性、効率性、有効性の観点から評価を行った。その際、事業の進捗状況や農林水産業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化等に照らして当該事業の内容が妥当であるか、また、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等の項目を点検し、総合的な評価を行った。

4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、「林野公共事業の事業評価実施要領」に基づき、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等の項目を点検し、事業の方針を決定した。
結果については、地区別評価結果（[別添2](#)）に示すとおりである。

5 学識経験を有する者の意見の活用に関する事項

各森林管理局（分局）において、学識経験者で構成する第三者委員会を設け専門的見地から意見を聴取し、客観性及び透明性の確保を図った。

同委員会での意見の概要は以下のとおりであった。

- ・期中の評価結果については妥当である。
- ・今後とも、地区の地質特性にあった工種工法を用いた事業の実施に努めること。
- ・今後とも、周辺環境に配慮し事業を実施することが望ましい。
- ・引き続き事業の効率性・透明性を確保しつつ事業を実施することが望ましい。

また、委員構成は、[別添3](#)のとおりである。

6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

評価実施実施地区毎に「期中の評価個表」を作成し、インターネット等で公表することとしている。

評価に用いたデータ等については、各森林管理局（分局）([別添1](#))においてインターネット等で公表することとしている。

7 評価の結果

評価の対象とした全ての事業地区において、評価を実施したところ事業の必要性、効率性、有効性が認められ全て継続すべきとの結果であった。

各事業地区ごとの評価結果は、地区別評価結果 ([別添2](#)) に示すとおりである。